



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 丸井グループ  
代表者名 代表取締役社長 青井 浩  
(コード番号 8252、東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員 経営企画部長 兼 IR 部長 加藤 浩嗣  
(TEL 03-3384-0101)

## 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。）、ならびに当社のグループ子会社等 10 社（株式会社丸井、株式会社エポスカード等。以下「対象子会社」という。）の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。当社の取締役および執行役員と併せて、以下「対象取締役等」という。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しました。

これにより、当社は、本制度の導入に関する議案について、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 80 回定時株主総会に、対象子会社は、それぞれ平成 28 年 6 月開催予定の対象子会社の定時株主総会（当社と対象子会社の株主総会と併せて、以下「本株主総会」という。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

また、あわせて、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、経営幹部社員へのインセンティブプランの導入について決議しております。詳細については、平成 28 年 5 月 12 日付プレスリリース「当社グループ経営幹部社員に対するインセンティブプランの導入に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

- (1) 当社および対象子会社は、対象取締役等を対象に、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入します。(※)
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において、役員報酬に関する議案の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、B I P 信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて、交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。

※ 本制度および業績連動賞与制度の導入ならびにストックオプション制度の廃止により、取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、従来どおり「基本報酬」により構成されます。



会社の本株主総会でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「対象期間」という。）を対象として、対象取締役等の役位および業績目標の達成度に応じて、当社株式等の交付等を行う制度です。

※ 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、対象期間および信託期間の延長が行われた場合（下記（4）に定める。）には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### (2) 本制度の導入手続

各対象会社は、本株主総会において、本信託への拠出金額の上限および取得株式数（下記（7）に定める。）の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を実施します。

なお、信託期間の延長を行う場合（下記（4）に定める。）は、各対象会社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

また、本信託による執行役員を対象とする報酬については、必要な事項を取締役会の決議によって決定します。

#### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役等は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、株式交付ポイント（下記（5）に定める。）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

- ① 対象期間中に対象取締役等であること（対象期間中、新たに対象取締役等になった者を含む。）
- ② 株式交付ポイントが決定されていること
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

#### (4) 信託期間

平成 28 年 8 月（予定）から平成 31 年 8 月（予定）までの約 3 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託をさらに 3 年間延長することがあります。対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の本株主総会で承認を得た信託金上限の範囲内で、対象子会社取締役に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認を受けた範囲内で、当社取締役に対する報酬の原資となる金銭のほか、当社執行役員に対する報酬の原資となる金銭を併せて信託し、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財

産内に残存する当社株式および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

（５）対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位に基づいて付与されるポイントの３年間の累積値に業績連動係数を乗じて算出した株式交付ポイントに基づき決定されます。業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の会社業績指標（当初の対象期間においては、ROE、EPS、ROIC等を使用。）の目標値に対する達成度に応じて、０～１００％の範囲で決定し、１ポイントにつき当社株式１株を交付します。

なお、信託期間中に株式分割、株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率、併合比率等に応じた調整が行われます。

（６）対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した対象取締役等に対して、対象期間の最終事業年度の直後の６月以降に、算出された株式交付ポイントに応じた数の当社株式等の交付等を行います。なお、信託契約の定めに従い、株式交付ポイントの一定の割合に相当する当社株式が交付され、残りの当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。

（７）本信託に拠出される信託金の予定額および本信託から交付等が行われる当社株式の上限株式数

各対象会社が本信託へ拠出する信託金の合計額は３６０百万円（１事業年度当たり１２０百万円相当）（※）とします。

（※）信託金の予定額は、現在の対象取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

上記（４）の信託期間内における本信託の取得株式数（本信託により対象取締役等に交付される当社株式数）の上限は２１万株とします。また、対象取締役等に付与される年間付与ポイントの総数の上限は７万ポイントとします。

（８）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（７）の各対象会社が本信託へ拠出する金額の合計額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社（自己株式処分）からの取得を予定しています。なお、当初の本信託による当社株式の取得方法は、株式市場から取得することを予定しています。

（９）本信託内の当社株式にかかる議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（１０）本信託内の当社株式にかかる剰余金の分配の取扱い

本信託内の当社株式にかかる剰余金の分配は、本信託が受領し、本信託の信託報酬お

よび信託費用に充てられます。

(1 1) 信託期間満了時の残余株式の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じる場合において、対象期間の延長が決定された場合には、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ② 信託の目的   | 対象取締役等に対するインセンティブの付与                                   |
| ③ 委託者     | 当社   |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））    |
| ⑤ 受益者     | 対象取締役等のうち受益者要件を充足する者                                   |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦ 信託の期間   | 平成28年8月（予定）～平成31年8月（予定）                                |
| ⑧ 議決権行使   | 行使しないものとします。   |
| ⑨ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑩ 信託金の金額  | 360百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）                              |
| ⑪ 株式の取得時期 | 平成28年9月1日（予定）～平成28年9月15日（予定）                           |
| ⑫ 株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株式処分）より取得<br>（当初の信託期間においては、株式市場より取得）       |
| ⑬ 帰属権利者   | 当社   |
| ⑭ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上